

令和6年12月定例会

令和6年12月10日（火曜日）

◎ 出欠席議員氏名

丹 野 貞 子 議長

吉 田 芳 美 副議長

出席議員（14名）

1 番 安 達 智 勇 議員	2 番 漆 山 光 春 議員	3 番 安孫子 真 弥 議員
4 番 東海林 信 弘 議員	5 番 石 垣 光 洋 議員	6 番 増 川 憲 一 議員
7 番 木 村 章 一 議員	8 番 佐 藤 修 二 議員	9 番 鈴 木 英 友 議員
10 番 林 智 議員	11 番 奥 山 英 幸 議員	12 番 吉 田 芳 美 議員
13 番 丹 野 貞 子 議員	14 番 細 矢 誓 子 議員	

欠席議員（0名）

◎ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

田 川 美和子 事務局 長
須 藤 隆 一 議 事 係 長

鈴 木 淳 子 主 幹
岡 崎 美 穂 主 査

◎ 説明のため議場に出席した者の職氏名

森 谷 俊 雄 町 長
板 坂 憲 助 教 育 長
真 木 秀 章 防災危機管理課長
牧 野 隆 博 政策推進監兼
企画財政課長
今 田 史 明 生活環境企画主幹
矢 作 勲 健康福祉課長
佐 藤 晃 一 農林振興課長併
農業委員会事務局長
土 方 一 郎 都市整備課長
軽 部 昭 博 会計管理者兼
会計課長
秋 場 弘 昭 生涯学習課長

河 内 耕 治 副 町 長
須 藤 俊 一 防災・危機管理監兼
総務課長
日 塔 俊 浩 空き家対策主幹
日下部 敦 子 暮らし応援課長
今 部 憲 治 税務町民課長
池 田 恵 子 こどもみらい課長
軽 部 広 文 商工観光課長
大 泉 正 博 上下水道課長
宇 野 勝 学校教育課長
鈴 木 淳 子 監査委員事務局長

◎ 議 事 日 程

令和6年12月10日（火） 午前9時開議

議事日程第4号

日程第1 議案の審議、採決

議第77号 河北町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議第78号 河北町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第79号 河北町町税条例の一部を改正する条例の制定について

議第80号 河北町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議第81号 河北町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 請願付託案件の常任委員長報告、採決

日程第3 議員の派遣

日程第4 閉会中の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査の許可

追加議事日程第1号

日程第1 議案の上程

議第82号 令和6年度河北町一般会計第8回補正予算について

議第83号 令和6年度河北町国民健康保険特別会計第3回補正予算について

議第84号 令和6年度河北町介護保険特別会計第3回補正予算について

議第85号 令和6年度河北町水道事業会計第2回補正予算について

議第86号 河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第87号 河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議員発議第3号 国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について

日程第2 提案理由の説明

日程第3 議案の審議、採決

議第86号 河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第87号 河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第82号 令和6年度河北町一般会計第8回補正予算について

議第83号 令和6年度河北町国民健康保険特別会計第3回補正予算について

議第84号 令和6年度河北町介護保険特別会計第3回補正予算について

議第85号 令和6年度河北町水道事業会計第2回補正予算について

議員発議第3号 国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について

◎ 本日の会議に付した事件

議事日程第4号のとおり

◎ 開 議

午前9時

○丹野貞子議長 おはようございます。

本日の欠席通告議員はありません。

ただいまの出席議員数は14名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○丹野貞子議長 日程第1、議案の審議、採決を行います。

お諮りします。

議案が事前に配付されておりますので、審議の際の議案の朗読は省略したいと思います。
これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案の朗読は省略することにします。

○丹野貞子議長 初めに、議第77号河北町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「須藤防災・危機管理監兼総務課長」

○須藤俊一防災・危機管理監兼総務課長 おはようございます。

それでは、議第77号河北町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例改正は、国やほか地方公共団体などへの派遣や自己啓発休業などにより職員の能力開発や資質の向上が図られる中、計画的な職員採用と人員配置を行うことにより業務

の効率化を図るため、職員定数における定数外の規定を見直すため設定するものでございます。

第4条では、定数外の職員として、国、ほかの地方公共団体または公益的法人などへの派遣する職員、自己啓発など休業する職員を追加するとともに、職員の復職によって定数を超える場合は、期間を定めて定数外とする追加を行うものでございます。

なお、本条例の附則として、この施行日を公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

（「なし」の声あり）

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第77号河北町職員定数条例の一部を改正する条例の制定については原案のと

おり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第78号河北町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「須藤防災・危機管理監兼総務課長」

○須藤俊一防災・危機管理監兼総務課長 議第78号河北町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例改正は、社会の変化、行政に対する住民ニーズが多様化、複雑化する中で、行政に求められる課題や期待に応えるため、職員に多様な経験をしてもらうことで職員の能力開発や資質向上を図るとともに、町と公益法人等との連携、交流を強化することを目的として、公益的法人等への職員の派遣に係る規定を整備するため制定するものでございます。

第1条は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の適用条項を追加するものでございます。

第8条は、法第10条第1項に基づき、条例で定める町が派遣できる特定法人の範囲について規定するものであります。

第9条は、法第10条第1項に基づき、条例で定める派遣を除外する職員の範囲について規定するものであります。

第10条は、法第10条第1項に基づき、条例で定める派遣職員を職員として採用する場合について規定するものであります。

第11条は、法第10条第1項に基づき、条例で定める派遣職員を職員として採用しない場合について規定するものであります。

第12条は、法第10条第2項に基づき、条例で定める退職派遣者の勤務条件等の合意事項について規定するものであります。

第13条は、復職する退職派遣者の休職中の

給与の特例について定めるものであります。

第14条は、復職する退職派遣者の職務の級及び号給の必要な調整について定めるものであります。

第15条は、復職後の勤務時間、休日及び休暇の適用について定めるものであります。

第16条は、退職派遣者の状況報告について定めるものであります。

第17条は、条項追加に伴う条ずれであります。

なお、本条例の附則として、その施行日を公布の日からとするものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

（「なし」の声あり）

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第78号河北町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第79号河北町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題

とします。

担当課長の説明を求めます。

「今部税務町民課長」

○今部憲治税務町民課長 議第79号河北町町税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

河北公共下水道の進捗に伴い、都市計画税課税区域を拡大するため、条例の一部を改正するものであります。

別表第2中、新たに課税対象となる区域として、西里字下楨、大字溝延字稲荷原・字毘沙門・字舟戸下、大字吉田字花ノ木、大字吉田字新吉田地内の一部、計71筆を追加し、都市計画税課税区域を拡大するものであります。

この条例は、令和7年1月1日から施行するものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

（「なし」の声あり）

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第79号河北町町税条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり

可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第80号河北町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「土方都市整備課長」

○土方一郎都市整備課長 議第80号河北町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

河北中央公園内に設置している有料公園施設であるテニスコートの使用料などを無償化とし、利用者の拡大を図るため、使用料等について河北町都市公園条例の一部を改めるものでございます。

改正の内容をご説明させていただきます。

第6条は、有料公園施設を廃止することにより削除いたします。

第9条は、使用の許可が不要となるため削除するものでございます。

次に、第14条第1項において、使用料を無料にするため第9条と別表第3を削除するために条文を整理します。

同条の第3項第3号では、使用の許可が不要となることに伴い削除するものでございます。

また、別表第1及び別表第3は、有料公園施設としてテニスコートとテニスコートの使用料を定義している表ですので削除するものでございます。

なお、この条例の施行日は、令和7年4月1日にするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（7番の通告あり）

確認します。7番木村章一議員ですね。落ちありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、「7番木村章一議員」

○7番（木村章一議員） 有料の公園施設を無料化するという点については同意できるものでありますけれども、これまでは有料ということで、非常に許可を得るために使う順番を当然許可を受けてしていたわけですが、今度無料化になったときのその順番というか、そういった管理はどうなるのかというのが第1点と、それから、その施設の在り方が原因で例えばけがなんか起きたときには、有料だったときと無料になったときの町の責任と申しますか、要するに、管理をよりちゃんと適切にしていくということにもつながるんですが、そういった関係はどうなるのか、2点伺います。

さらに、壁打ちテニスコートをここでは最初から無料だったのですかね、をやめて、バスケットハーフコートにしたというところがありました。その床面がバスケットハーフコートにしての使い方としては非常に滑りやすい状況があるなんていうことについて、私そんなこと伝えてきた経過があるんですが、そういった対応などはどうしているかについてもお聞きしたい。

この3点お聞きします。

○丹野貞子議長 「土方都市整備課長」

○土方一郎都市整備課長 予約に関しては、今までは町民体育館のほうで受付して予約をしているというような状況でした。これからのことは予約の許可が必要でなくなるということなので、何か利用簿とかノートみたいなのをコートのそばに置いて自分で書いていただくようなことを考えておりますが、利用者等とお話しさせていただいて、よりよい方向で考えたいと思います。

管理のほうですけれども、もしけがとか何かあった場合ということでご質問あったこと

についてですが、今までも管理は委託業者にお任せしていたという、委託というか、公社のほうにお願いしていたということになってはいますが、その辺もそれと変わらないような管理をしたいということで、けがは、町に瑕疵があった場合は何とかなるか、町の責任というはあるかもしれないけれども、通常の使用でのけがというのは今までどおりご本人のせいになる、せいというか、すみません、ご本人が負担するというような形になるのかなと思っていますところでございます。

バスケットのハーフコートの滑りやすいところは、ちょっと塗装等をちょっと今考えているところですので、その辺も近々施工できればなと思っていますところでございます。

以上です。

○丹野貞子議長 「7番木村章一議員」

○7番（木村章一議員） 質疑を終わります。

○丹野貞子議長 以上で7番木村章一議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

（「なし」の声あり）

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第80号河北町都市公園条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第81号河北町水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「大泉上下水道課長」

○大泉正博上下水道課長 議第81号河北町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例は、水道法施行令及び水道法施行規則の一部が改正されたことから、所要の改正を行うものであります。

主な内容は、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件である実務経験年数の見直しや新たな要件を追加するほか、文言の整理を行うものであります。

第43条布設監督者の資格第1号は、大学卒業資格を土木工学科またはこれに相当する課程の区分を統一し、実務経験年数を1年6か月に改めるほか、文言の整理による改正になります。

同条第2号は、大学卒業資格区分を機械工学科もしくは電気工学科またはこれらに相当する課程に改め、実務経験年数を2年以上に改めるほか、文言の整理による改正になります。

同条第3号は、短期大学等卒業資格、土木科またはこれらに相当する課程の実務経験年数を2年6か月以上に改めるほか、文言の整理による改正になります。

同条第4号は、新たに短期大学等卒業資格に機械科もしくは電気科またはこれらに相当する課程を加え、実務経験年数を3年以上に定めるものであります。

同条第5号は、現行4号を繰り下げ、高等学校等卒業の土木科またはこれに相当する課程の実務経験年数を3年6か月以上に改めるほか、文言の整理による改正になります。

同条第6号は、新たに高等学校等卒業資格

に機械科もしくは電気科またはこれらに相当する課程を加え、実務経験年数を4年以上と定めるものであります。

同条第7号は、現行第5号を2号繰り下げ、実務経験のみの年数を5年以上に改正するものであります。

同条第8号は、現行第6号を2号繰り下げ、大学卒業資格区分の機械工学科もしくは電気工学科またはこれらに相当する課程を卒業した後、大学院において衛生工学科または水道工学を1年以上専攻した者の実務経験年数を1年6か月以上に改めるほか、文言の整理による改正になります。

同条第9号は、現行7号を2号繰り下げ、引用条文による改正になります。

同条第10号は、現行8号を2号繰り下げ、技術士の実務経験年数を6か月以上に改めるほか、文言の整理による改正になります。

現行第9号及び10号を削除しまして、同条第11号は、土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者を加え、実務経験年数を1年6か月以上に定めるものであります。

第44条水道技術管理者の資格第1号は、土木工学科もしくは土木科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者の区分ごとに、大学卒業資格の実務経験年数を1年6か月以上に、短期大学等卒業資格の実務経験年数を2年6か月以上に、高等学校等卒業の実務経験年数を3年6か月以上に改めるほか、文言の整理による改正になります。

同条第2号は、工学、理学、農学、医学もしくは薬学の課程またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者の区分ごとに、大学卒業資格の実務経験年数を2年以上に、短期大学等卒業資格の実務経験年数を3年以上に、高等学校等卒業の実務経験年数を4年以上に改めるほか、文言の整理による改正になります。

同条第3号は、実務経験のみの経験年数を5年以上に改めるものであります。

同条第4号は、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した者の区分ごとに、大学卒業資格の実務経験年数を2年6か月以上に、短期大学等卒業資格の実務経験年数を3年6か月以上に、高等学校等卒業の実務経験年数を4年6か月以上に改めるほか、文言の整理による改正になります。

同条第5号は、引用条文の変更、文言の整理による改正になります。

同条第7号は、新たに技術士の資格を加え、実務経験年数を6か月以上と定めるものであります。

同条第8号は、新たに土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者を加え、実務経験年数を1年6か月以上と定めるものであります。

附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

（「なし」の声あり）

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第81号河北町水道給水条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 日程第2、請願付託案件の常任委員長報告、採決を行います。

厚生文教常任委員会委員長、4番東海林信弘議員から報告を求めます。

「4番東海林信弘議員」

○4番(東海林信弘議員) おはようございます。

厚生文教常任委員会の報告をいたします。

本定例会において厚生文教常任委員会に付託されました請願第2号訪問介護の基本報酬引上げ等を求める意見書提出の請願について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

去る12月4日、本会議散会后、委員会室において、委員全員と事務局から須藤係長が出席し、説明員として矢作健康福祉課長の出席を求め、委員会を開催いたしました。

請願の趣旨は、2024年度の介護報酬改定において、身体介護及び生活援助の訪問介護の基本報酬が引き下げられた影響により、小規模な訪問介護事業者の倒産や人手不足が加速し、訪問介護サービスを受けられない要介護者や介護離職者が増加するおそれがあります。

厚生労働省は、訪問介護の基本報酬引下げの理由として、ほかの介護サービスに比べて利益率が高いことを挙げていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる集合住宅併設型の事業所や都市部の大手事業所も含まれるためであります。

また、厚生労働省は、訪問介護の処遇改善加算について高い加算率を設定したと説明していますが、上位区分の加算は要件が厳しく、また、加算の取得は内容によって変動するた

め基本報酬引下げ分を補填できないケースが考えられ、小規模な事業者を経営難に陥らせる可能性もあるほか、報酬引下げは人手不足をさらに加速させているおそれがあります。

身体介護や生活援助などの訪問介護は、要介護者及びその家族の生活を支える上で欠かせないサービスであり、高齢者人口の増加に伴い要介護者も増加が予想されます。

このままでは在宅介護が続けられず、介護崩壊を招く懸念があるため、訪問介護の基本報酬を次回の介護報酬改定を待たずに引き上げ、また、介護報酬改定は、介護事業経営実態調査に基づくサービス全体の収支差率で判断せず、事業規模や地域の実態を十分に考慮して判断することを要望する意見書を国会及び政府に対して提出することを求めるものがあります。

委員会では、訪問介護の基本報酬引下げと訪問介護事業所の経営難や人手不足、介護離職者の増加などの因果関係がはっきりしないなどの意見が出され、採決の結果、全会一致で不採択と決定いたしました。

次に、請願第3号国による学校給食の無償化を求める意見書の提出についての請願について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

去る12月4日、本会議散会后、委員会室において、委員全員と事務局から須藤係長が出席し、説明員として宇野学校教育課長の出席を求め、委員会を開催いたしました。

請願の趣旨は、学校給食は、児童生徒の食に関する望ましい食習慣を養い、心身の健全な発達に資するものであり、学校教育の一環として重要な役割を果たしています。

近年の子育て支援や少子化対策、義務教育の無償化の観点から、小中学校の給食費を全額補助または一部補助する市町村が増加しつつありますが、厳しい地方財政をさらに圧迫

するなどの懸念から実施に踏み切れない市町村も少なくありません。加えて、近年の原材料費や燃料費の高騰による値上げが相次いでおり、そうした背景や財源の課題からこれまでに無償化を取りやめた市町村も出ています。

食育という教育を行うために必要不可欠である学校給食の無償化については、本来、義務教育の段階においては教科書と同様に無償化することが望まれます。

こうした状況を鑑み、学校給食法を改正し、国の責任において全ての市町村で学校給食の無償化を実施できるよう進め、国による恒久的な給食の無償化が行われるまで、学校給食費の軽減策を実施する各市町村に対して、その財源支援の拡充を図ることを求める意見書を国及び政府に対して提出することを求めるものであります。

委員会では、食育という観点からも学校給食は全ての児童生徒へ平等に提供されるべきであり、国の責任において無償化を実施する必要があるなどの意見が出され、採決の結果、全会一致で採択と決定いたしました。

以上、本委員会での審査の経過と結果について申し上げます、委員長報告を終わります。

○丹野貞子議長 請願第2号訪問介護の基本報酬引上げ等を求める意見書提出の請願については、委員長報告では不採択であります。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(7番の通告あり)

確認します。7番木村章一議員ですね。

それでは、「7番木村章一議員」

○7番(木村章一議員) 請願第2号訪問介護の基本報酬引上げ等を求める意見書、この請願について、委員長に質疑申し上げます。

今の委員長報告では、因果関係がはっきりしないので不採択とのご説明でありましたけれども、この請願審査の中で、河北町社会福

祉協議会の訪問介護事業が農協などの事業者が撤退しても頑張っていたという状況がありますが、一方で、報酬を上げられない設定のため新たなヘルパーさんを雇えずに人手不足になっている。そして、新たな訪問介護ニーズになかなか応えにくい状況などについて把握してそういった議論になったかどうか。ただでさえ大変なのに基本報酬が引き下げられて苦労している状況などをご理解なさっての審査であったかどうかについてお聞きしたいと思います。河北町に訪問介護事業所がなくなったりすると大変な状況なので、その辺どんなふうに審査されたかご説明いただきたいと思います。

○丹野貞子議長 厚生文教常任委員会委員長、「4番東海林信弘議員」

○4番（東海林信弘議員） 7番の木村章一議員の質疑にお答えさせていただきますが、委員会では、そういった社会福祉協議会で訪問介護のやつをJAの事業者がやめたからどうのこうのという議題というか、話し合いは行いませんでした。ましてや、この請願については基本報酬、訪問介護の報酬、基本報酬のみを抜粋しているかのようには見えなかったので、私たちとしては、加算もいろいろございますので、その訪問介護の事業所として加算を上手に取って、その条件が折り合わなかったら、何で条件が折り合わないのかということうまく回して、その報酬アップにつなげていただきたいと思います。

ただ、基本報酬の値上げを改定前に即刻やっていただくという請願については、今回委員会としては不採択という決断を出させていただきました。

以上で終わります。

○丹野貞子議長 以上で7番木村章一議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（7番の通告あり）

木村議員、賛成討論ですか、反対討論ですか。（「賛成討論になります」の声あり）

反対討論はありませんか。なしですね。

それでは、賛成討論、「7番木村章一議員」

○7番（木村章一議員） 請願第2号訪問介護の基本報酬引上げ等を求める意見書提出の請願について、賛成の討論を行います。

河北町社会福祉協議会の訪問介護事業は、農協などの訪問介護事業者が皆撤退する中、河北町の訪問介護事業を守るため必死で頑張っていたいております。河北町社会福祉協議会の訪問介護事業は、基本報酬が低い設定のため賃金を抑えざるを得ず、そのためヘルパーの人数が増えず、新たな訪問介護ニーズになかなか応えられないなど、厳しい中で必死で奮闘されている状況のようです。そんな中、請願書にあるように、2024年度の訪問介護報酬改定において訪問介護などの基本報酬が何と引き下げられたのであります。

私は、河北町においても訪問介護の基盤を存続させ、訪問介護事業を続けてもらえるようにするため、今回の改定を待たずに基本報酬を引き上げることを求めるこの請願をぜひとも採択して意見書の提出をしていただきたいと思います。この請願に賛成するものであります。

議員の皆さん、賛成していただけるようによろしくお願いいたします。

以上、意見書の提出を求める訪問介護の基本報酬引上げ等を求める意見書提出の請願に賛成の討論をするものであります。

○丹野貞子議長 以上で討論を終結します。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本請願に対する委員長報告は不採択です。

したがって、本請願についてを採決します。

本請願を採択するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成少数であります。

よって、請願第2号訪問介護の基本報酬引上げ等を求める意見書提出の請願については不採択と決定しました。

次に、請願第3号国による学校給食の無償化を求める意見書の提出についての請願については、委員長報告では採択であります。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本請願を委員長報告のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、請願第3号国による学校給食の無償化を求める意見書の提出についての請願については採択と決定しました。

○丹野貞子議長 日程第3、議員の派遣についてを議題とします。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

お手元に配付のとおり、議員を派遣するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議員の派遣については原案のとおり派遣することに決定しました。

ここで議長から申し上げます。

議会運営委員会に協議をお願いする事項が生じたので、議会運営委員会の開催をお願いします。

議会運営委員会の方は、委員会室にお集まりくださるようお願いいたします。

議会運営委員会が終了するまでの間、暫時休憩します。

休 憩 午前 9時37分

再 開 午前10時02分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

新たに議案が提出されましたので、議会運営委員会に協議をお願いしましたところ、本日の議事日程に追加して審議、採決を行うことになりました。

お諮りします。

議会運営委員会の決定のとおり、本日の議事日程に追加し、審議、採決を行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程に追加することに決定しました。

これから追加日程を配付させますので、配付が終わるまでそのまま休憩します。

ここで10時15分まで休憩とします。

休 憩 午前10時03分

再 開 午前10時15分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

○丹野貞子議長 日程第4、閉会中の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査の許可について議題とします。

お諮りします。

議長から議会運営委員会に、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査をお願いしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案については議会運営委員会に付託することに決定しました。

○丹野貞子議長 追加議事日程第1号に入ります。

日程第1、議案の上程を行います。

議第82号 令和6年度河北町一般会計第8回補正予算について

議第83号 令和6年度河北町国民健康保険特別会計第3回補正予算について

議第84号 令和6年度河北町介護保険特別会計第3回補正予算について

議第85号 令和6年度河北町水道事業会計第2回補正予算について

議第86号 河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第87号 河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議員発議第3号 国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について

以上7議案を一括上程します。

○丹野貞子議長 日程第2、提案理由の説明を行います。

提案者から提案理由の説明を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 本日追加でご提案申し上げております議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議第82号令和6年度河北町一般会計第8回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ5,095万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を112億4,237万5,000円とするものであります。

それでは、その内容について、歳出から申し上げます。

人件費について、10月7日に出された山形県人事委員会勧告などを受けた県の対応を踏まえ、各款にわたり職員の給与費等を増額するものであります。

次に、歳入について申し上げます。

19款繰入金では、歳入歳出全体の調整のため財政調整基金からの繰入れを増額するものであります。

以上が、令和6年度河北町一般会計第8回補正予算の概要であります。

次に、議第83号令和6年度河北町国民健康保険特別会計第3回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ62万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億318万6,000円とするものであります。

歳出から申し上げます。

1款総務費では、山形県人事委員会勧告を受けた県の対応を踏まえ、人件費負担金の確定見込みに伴い総務管理費と徴税費を増額するものであります。

次に、歳入について申し上げます。

6款繰入金では、このたびの総務管理費と徴税費の増額に伴い、一般会計繰入金を増額

するものであります。

以上が、令和6年度河北町国民健康保険特別会計第3回補正予算の概要であります。

次に、議第84号令和6年度河北町介護保険特別会計第3回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ74万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億7,976万6,000円とするものであります。

歳出から申し上げます。

1款総務費の介護認定審査会費については、山形県人事委員会の勧告を受けた県の対応を踏まえ、認定調査等費を増額するものであります。

歳入について申し上げます。

7款繰入金は、歳出の増額に伴い、一般会計繰入金を増額するものであります。

以上が、令和6年度河北町介護保険特別会計第3回補正予算の概要であります。

次に、議第85号令和6年度河北町水道事業会計第2回補正予算について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入の予定額について、第1項の営業収益から、山形県人事委員会勧告を受けた県の対応を踏まえ、下水道事業会計からの人件費負担金37万1,000円を増額し、水道事業収益を5億199万1,000円とするものであります。

次に、収益的支出の予定額については、第1項の営業費用から、山形県人事委員会勧告等を受けた県の対応を踏まえ、人件費203万5,000円を増額し、水道事業費用を4億9,191万8,000円とするものであります。

以上が、令和6年度河北町水道事業会計第2回補正予算の概要であります。

次に、議第86号河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例改正は、山形県特別職の期末手当の改定を踏まえ、特別職の期末手当の支給割合を変更し、0.1月分引き上げるものであります。

次に、議第87号河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例改正は、山形県人事委員会勧告を受けた県の対応を踏まえ、一般職の職員の給与について、給料表の水準を引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給割合を変更し、一般職の職員について0.15月分、定年前提任短時間勤務職員について0.05月分を引き上げ、引上げ分は、一般職の職員については期末手当に0.05月、勤勉手当に0.1月を配分し、定年前提任短時間勤務職員については期末手当及び勤勉手当に均等に配分するものであります。また、寒冷地手当の支給月額について、職員の区分に応じて引き上げるものであります。

以上、追加提案いたしました6議案の提案理由についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○丹野貞子議長 続いて、「4番東海林信弘議員」

○4番（東海林信弘議員） 提案理由の説明を行います。

議員発議第3号国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

この意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣及び文部科学大臣に意見書を提出するものです。

その内容につきましては、お手元に配付してあります意見書の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

国による学校給食の無償化を求める意見書。
学校給食は、児童生徒の食に関する望まし

い食習慣を養い、心身の健全な発達に資するものである。また、これまで各市町村では特色ある給食を提供し、郷土愛の醸成や地場産品の消費拡大につなげる食育を展開するなど、学校教育の一環として重要な役割を果たしている。

近年の子育て支援や少子化対策、義務教育の無償化の観点から、小中学校の給食費を全額補助または一部補助する市町村が増加しつつある。

しかしながら、多額の出費を強いる給食費の無償化は、厳しい地方財政をさらに圧迫するなどの懸念から実施に踏み切れない市町村も少なくない。加えて、近年の様々な世界情勢や異常気象によって原材料費及び燃料費が高騰し、値上げが相次いでいる。そうした背景や財源の課題から、これまでに無償化を取りやめた市町村も出ている。

食育という教育を行うために必要不可欠である学校給食の無償化については、本来、児童生徒の多さ、財政の豊かさ等により市町村が判断するのではなく、義務教育の段階においては、教科書と同様に無償化することが望まれる。児童生徒の学びと成長する権利を保障することは、国や私たち、社会全体の責任である。

こうした状況を鑑み、児童生徒の健やかな成長を保障する質の高い学校給食については、国の責任において財源確保を行い、全ての市町村が学校給食の無償化を実施できることが望ましい。

これらのことから、以下の事項を強く要望する。

1. 学校給食法を改正し、国の責任において、全ての市町村で学校給食の無償化を実施できるように進めること。

2. 国による恒久的な給食の無償化が行われるまで、学校給食費の軽減策を実施する各

市町村に対して、その財源支援の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月10日

山形県河北町議会議長 丹野貞子

衆議院議長 額賀福志郎 殿

参議院議長 関口昌一 殿

内閣総理大臣 石破茂 殿

財務大臣 加藤勝信 殿

文部科学大臣 あべ俊子 殿

以上、よろしくお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○丹野貞子議長 以上で提案理由の説明を終わります。

○丹野貞子議長 日程第3、議案の審議、採決を行います。

お諮りします。

審議の際の議案の朗読は省略したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案の朗読は省略することにします。

議事の都合上、先議します。

○丹野貞子議長 最初に、議第86号河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「須藤防災・危機管理監兼総務課長」

○須藤俊一防災・危機管理監兼総務課長 議第86号河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例は、山形県特別職の期末手当の改定を考慮し、議会議員及び長などに支給する期末手当の支給割合を0.1月分引き上げるものであります。

第1条は、河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正するものであり、表中の第4条は、給与の額及び支給方法に関し、期末手当の支給割合において、給与条例を引用している条文を改正し、12月の支給について「100分の165」を「100分の175」とするものであります。

次に、第2条は、同じく河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正するものであり、表中の第4条は、同じく給与の額及び支給方法に関し、令和7年度以降の支給割合について「100分の170」とするものであります。

本条例の附則として、この条例は公布の日から施行し、第1条の規定は令和6年4月1日から適用するものであり、第2条の規定は令和7年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしく願い申し上げます。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

（「なし」の声あり）

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第86号河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第87号河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「須藤防災・危機管理監兼総務課長」

○須藤俊一防災・危機管理監兼総務課長 議第87号河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例は、山形県人事委員会勧告等に準じ、河北町一般職の職員の給料表の水準、期末手当及び勤勉手当の支給割合及び寒冷地手当の額を引き上げるものであります。

第1条は、河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

表中、第25条は、期末手当に関し、12月の支給割合について「100分の122.5」を「100分の127.5」とするものであります。定年前再任用短時間勤務職員については、12月の支給割合について「100分の68.75」を「100分の71.25」とするものであります。

第26条は、勤勉手当に関し、12月の支給割合について「100分の100」を「100分の110」とするものであります。定年前再任用短時間勤務職員については、12月の支給割合について「100分の48.75」を「100分の51.25」とするものであります。

第27条は、寒冷地手当に関し、世帯等の区分に応じた各月の支給額について、840円から2,000円の引上げを行うものであります。

別表第1は、行政職給料表について、高卒初任給で2万1,400円、大卒初任給で2万3,800円引き上げ、若年層に重点を置きつつ、全ての職務の級の給料月額を引き上げ、改定するものであります。

次に、第2条は、同じく河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

表中第25条は、期末手当に関し、令和7年度以降の支給割合について「100分の125」と改定するもので、定年前再任用短時間勤務職員については「100分の70」と改定するものであります。

第26条は、勤勉手当に関し、令和7年度以降の支給割合について「100分の105」と改定するもので、定年前再任用短時間勤務職員については「100分の50」に改定するほか、文言の整理を行うものでございます。

本条例の附則として、この条例は公布から施行するものであり、第1条の規定は令和6年4月1日から適用するもので、第2条の規定は令和7年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

（「なし」の声あり）

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第87号河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第82号令和6年度河北町一般会計第8回補正予算についてを議題とします。

質疑に入ります。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

（「なし」の声あり）

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第82号令和6年度河北町一般会計第8回補正予算については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第83号令和6年度河北町国民健康保険特別会計第3回補正予算についてを議題とします。

質疑に入ります。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第83号令和6年度河北町国民健康保険特別会計第3回補正予算については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第84号令和6年度河北町介護保険特別会計第3回補正予算についてを議題とします。

質疑に入ります。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第84号令和6年度河北町介護保

険特別会計第3回補正予算については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第85号令和6年度河北町水道事業会計第2回補正予算についてを議題とします。

質疑に入ります。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(7番の通告あり)

確認します。7番木村章一議員ですね。落ちありませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、「7番木村章一議員」

○7番(木村章一議員) せっかくの補正の機会でありますので、このことの予算が入っているかどうかについて、ぜひその予算を入れるべきだということで質問したいと思います。

2ページ、支出であります。

先日の新聞報道で、PFASが県内で非常に少数、県内でも全国でも少数だったんですが、一定の基準を超えるPFASが含有していると、12ナノグラムという水源があるというようなことが書いてありました。町民心配なさと思うので、そのことについて正確に伝えて、その心配を解くというような予算を組むべきではなかったかなと思います。お聞きしますと、造山水源に、実際は今使っていないで非常用の水源としているんだそうで、そこで12ナノグラム、それから治部橋では1ナノグラム、県水は不検出というようなことだったようですけれども、国の目安が50ナノグラム以下で、アメリカなどでは4ナノグラムを超えてはならないとしているということでもありますけれども、こういったことについて、実際使っていない水源だよということを明確に示して、余計な心配はいただかないようにするような取組をこの予算でもすべきではなかったかと思うんですが、いかがでしょ

うか。

○丹野貞子議長 「大泉上下水道課長」

○大泉正博上下水道課長 お答えいたします。

P F A Sの問題につきましては、現在、全国的な問題というふうなところで、国のほうから各市町村での水質検査の調査というふうなところを依頼いただいたところでもあります。P F A Sにつきましては、現在、水道施設の検査項目にはないというふうなところで、水質基準の害というふうなところで、国のほうでそういった健康被害のおそれがあるというふうなところでそういった水質確認についても努めるようにというふうな指導が来ているところでもあります。

そういったことから、河北町におきましても自己水源というふうなところで、先ほどお話あったとおり、造山水源地、あとは治部橋水源地というふうなところで自己水源の水を活用しておりますので、そちらのほうの水質の安全を確認するために、今年度夏頃に水質検査のほうを行ったところでもあります。そちらの結果につきましては、造山についてが先ほどお話あったように12ナノグラム、あと治部橋水源地については1ナノグラムという結果というふうなことでございます。

そういったことで、国のほうでは暫定目標値50ナノグラムというふうな話の中で、それ以下であれば安全性が保たれると今の現状の国からの通知がありますので、そこを、町民の方についてはそういったところの部分を広く周知するために、水道の安全というふうなところでは理解いただけるように周知に努めていきたいなというふうに思っております。なかなかその周知方法というふうなところでは難しいところはあるかと思っておりますけれども、先般、新聞報道でもそういった報道がなされたというふうなところがありますので、ホームページのほうにそういった水質検査の状況、

または、今、活用しているところが村山広域水道というふうなところで、ほとんどの水が県水のほうを活用しているというふうな情報提供をホームページのほうで掲載させていただいたというふうな状況であります。（「終わります」の声あり）

○丹野貞子議長 以上で7番木村章一議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

（「なし」の声あり）

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第85号令和6年度河北町水道事業会計第2回補正予算については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議員発議第3号国による学校給食の無償化を求める意見書の提出についてを議題とします。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行

います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議員発議第3号国による学校給食の無償化を求める意見書の提出については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 定例会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

議員各位には、師走の大変お忙しい中、去る12月4日、本定例会を招集いたしましてから本日までご審議を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、全ての議案につきましてご可決をいただき、ありがとうございました。

本定例会の審議の中で議員の皆様からいただきました貴重なご意見、ご提案等につきましては、これからの行政運営に反映されるよう努力してまいります。

議員の皆様にはご自愛いただきまして、町勢発展と住民福祉の向上のため、今後ともご指導賜りますようお願い申し上げます。

結びに、明年が希望に満ちたスタートの年となりますことを心からお祈りし、お礼の言葉とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○丹野貞子議長 以上で本定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもって令和6年12月河北町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変お疲れさまでした。

午前10時47分 閉会



会議の経過を記載し、その相違のないことを証するためここに署名します。

令和6年12月

河北町議会議長 丹野貞子

河北町議会署名議員 安達智勇

河北町議会署名議員 増川憲一